

転校手続きについて

…転入、転居、転出の届出をされる保護者の方へ…

現在通学している学校から転校に必要な書類を受け取る。

- ・ 在学証明書
- ・ 教科用図書給与証明書

市民窓口センターまたは市民センターに住民異動届を提出する。

(市外からの転入・市内転居の場合)

届出の後、学務保健課から郵送する
就学指定校通知書を受け取ってください。
※学区外の学校へ通う場合は、
就学指定校通知書は郵送されません。
学務保健課でお手続きが必要です。

※なお、私立学校や支援学校
(白浜養護学校を除く)等に
通われる場合は学務保健課で
の手続きは不要です。

(市外への転出の場合)

届出の後、転出証明書を受け取ってください。

転出先の市区町村に藤沢市
発行の転出証明書を持って
転入の届出をし、教育委員
会等の窓口で就学指定校通
知書を受け取ってください。

指定された学校に、在学証明書、教科用図書給与証明書及び就学指定校通知書をお持ちください。

手続きにつきまして、ご不明な点は、教育委員会学務保健課にお問い合わせください。
なお、転校の手続きの際には、あらかじめ転校先の学校への連絡(※市立学校の一覧参照)をお願いいたします。